

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人れいんぼーみさき地域活動支援センターれいんぼーみさきから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成 17 年富山市規則第 37 号）第 20 条の 2 第 2 号の規定により公表する。

令和 6 年 12 月 4 日

富山市長 藤 井 裕 久

1 随意契約の内容

(1) 件名

点字の打刻作業

(2) 提供を受ける役務の内容

送付用窓あき封筒 [10,000 枚] への「とやましやくしょ」点字の打刻作業

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和 7 年 1 月 31 日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等であつて、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 6 年 12 月 12 日

(2) 提出先

福祉保健部 介護保険課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益財団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和6年12月2日

富山市長 藤井裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

感謝状筆耕業務

(2) 提供を受ける役務の内容

感謝状の筆耕

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和6年12月16日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年12月11日

(2) 提出先

消防局総務課